

議 事 録

平成28年第1回定例会

[初 日]

平成28年3月3日(木)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>町民憲章の朗読を行いますので、ご起立の上、ご唱和をお願いいたします。読み上げます。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成28年第1回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番 一木哲美議員及び14番 河内直子議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日3月3日から18日までの16日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から3月18日までの16日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成28年第1回の定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>定例会の開会にあたり、諸議案の提案説明に先立ちまして、この一年間を振り返りながら平成28年度の施政方針を申し述べたいと思います。</p> <p>昨年は筑前町が誕生して10年の節目の年でありました。合併10周年記念式典と記念事業、福岡県植樹祭の本町での開催、県道77号線の全線開通、多目的運動公園の一部開園、防災行政無線整備、ど〜んとかがし祭りにおける巨大イノシシかがしの創作、戦後70年による大刀洗平和記念館来館者の増加、みなみの里来場500万人達成、そして筑前町総合戦略の策定など、記念すべき、また地方創生に向け一歩前進した1年であったと思います。今年には更に、筑前町の人口予測を踏まえて策定しました地方創生筑前町総合戦略に基づき、攻めのまちづくりを推進していかなければなら</p>

ないと考えています。

昨年実施された国勢調査の速報値によると、全国8割以上の自治体が人口減少に苦慮しております。筑前町については177人の増という結果が出ました。福岡都市圏や久留米広域圏に近く、それでいて田園風景の広がる緑豊かな都会に近い田舎という恵まれた立地のため、また、上下水道の整備、教育の充実、オンリーワン事業の効果など地域特性を活かした積極的な町づくりへの取り組みの成果であるといえると思います。しかしながら、本町においてもいずれ人口減に転じることは予測されております。現状に甘んじることなく危機感を持って、課題解決に取り組んでいかなければならないと考えます。

人口減少はスーパーなどの事業所、医療機関、公共交通等の縮小や撤退、空き家、工場跡地、耕作放棄地の増加、雇用機会の減少、若者の転出、学校の統廃合、コミュニティ機能の低下、税収減による財政危機へと循環します。ある会議の中で人口が1人減少すると、現行の地方交付税制度では10万円減額になるとのことです。事態は深刻です

このような状況予測のもと「町の活性化」と「健全財政」を両輪で推進していくことが極めて重要であると強く認識するところです。

まず、町の活性化についてです。昨年、将来の筑前町の人口予測を踏まえて住民参加のもとで筑前町総合戦略を策定しました。この中には今後5年間優先的に人材・知恵・予算を投入する8つの施策を8Pプランとして掲げており、このプランを基本とし、町の活性化を図っていく所存であります。

特に「企業誘致」については戦略的に推進してまいります。本町南部地区への企業誘致を積極的に推進します。また、北部山間地への木質バイオマス事業の立地についても積極的に調査検討を進めてまいります。企業を誘致することで雇用が生まれ、観光や林業振興などへ波及し、交流人口、定住人口の増加となり税収増加につながると考えております。

次に「教育環境の整備及び推進」については、昨年、法改正に伴い町に設置が義務付けられた総合教育会議で筑前町教育支援大綱を策定いたしました。教育は未来への懸け橋であり投資であるとの思いであります。この大綱に沿って従来の施策と合わせて取り組んでまいります。特にこれからのグローバル化社会を視野に、児童・生徒の英語力強化など支援してまいります。また、子育て支援の推進を図るため、西部地区へ平成29年度の開設に向けて民設民営の保育所を整備促進します。子育て世代の負担軽減をより一層図り、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう支援していきたいと考えています。教育、子育て環境の整備促進を図ることで定住人口の増加にもつながると思います。

また、今年は新たに地域おこし協力隊制度を導入します。地域おこし協力隊とは、地域の課題解決と都会からの移住、定住を兼ねた取り組みであります。若者の町づくりへの参画を大いに期待するところです。

次に、健全財政についてです。本町の地方債の残高は福岡県内の類似団体の中でも2番目に大きい町です。借入金増額の主な要因については、合併以降、合併特例債事業を活用したことと下水道の整備を急速に進めたことにあります。なかでも下水道事

業は事業の制度上長期の元金返済となっていることも要因の一つです。ただし、事業後発のため先行自治体のような老朽化対策は当面必要ないと見込まれます。一般会計の借入残額は5年前のピーク時に193億円ほどでしたが、平成26年度末時点で172億円となり21億円ほど減額しております。それでもまだ高額であります。その借入金の内容は、100%交付税措置の臨時財政対策債が約54億円、約70%措置の合併特例債が約49億円、約45%措置の下水道債が約129億円であります、そういった有利な借入を利用しています。さらに5年前から、借入額は償還額の9割以下に抑え併せて繰り上げ償還を実施しております。今後も継続し借入額の減額を進めてまいります。

このように「健全財政」と「町の活性化」を両輪で推進し、「ピンチはチャンス」、「なせば成る」を合言葉に、住民協働のまちづくりを推進し、より一層筑前町を活力のある町にしていきたいと考えています。

それでは、本日提案します議案等26件の説明を申し上げます。

同意第1号 筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の同意を求めるものです。

同意第2号 筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が平成28年5月27日をもって任期満了となるので、後任として任命することについて議会の同意を求めるものです。

承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、筑前町立各小学校電子黒板購入の内容の変更に伴い、物品売買契約の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。

議案第4号 町道の路線認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第5号 町道の路線廃止につきましても、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第6号 町道の路線変更につきましても、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第7号 筑前町行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、筑前町行政不服審査会の組織及び運営に関して規定する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の施行に伴い、関連8条例の一部を改正しようとするものです。

議案第9号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連3条例の一部を改正しようとするものです。

議案第10号 筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部が施行されること等による地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号 筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の

制定につきましては、福岡県乳幼児医療費支給制度が平成28年10月1日より改正されることに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号 筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例が、前回改正以降における関連法令の改正に伴い改正されたことにより、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号 筑前町消費生活センター条例の制定につきましては、消費者安全法の規定に基づき、筑前町消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全に関して規定する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第14号 筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ため池整備事業については農業用水の確保による農業生産の維持及び農業経営の安定をはかるとともに国土保全、地域住民の生命や暮らしの安全確保に貢献しようとするものであり、受益者に対する負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号 平成27年度筑前町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正額2億4,826万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ130億6,341万1,000円とするものです。

事業精査により減額補正する主なものは、

- ・福岡県介護保険広域連合事業 3,362万円減
- ・町営住宅建替・改修事業 3,187万円減

などで、増額補正する主なものは、

- ・多目的運動公園整備事業 1億4,716万円
- ・財政調整基金積立金 1億5,439万7,000円
- ・国保特別会計繰出金 1億2,391万4,000円

などを追加するものです。

議案第16号 平成27年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正額1億3,519万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ42億3,298万3,000円とするものです。

議案第17号 平成27年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額1,787万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12億5,553万2,000円とするものです。

議案第18号 平成27年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入の予定額を3,200万円追加し、4億6,458万円とし、収益的支出の予定額を305万7,000円減額し、4億4,233万5,000円とするものです。また、資本的収入の予定額を6,118万1,000円減額し、1億8,632万円とし、資本的支出の予定額を2,500万円減額し、2億7,995万1,000円とするものです。

次に、議案第19号から議案第26号までの平成28年度筑前町一般会計予算をはじめとする8会計の予算編成方針について概要を説明いたします。

平成27年度の日本の経済は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いています。ただし、年度前半には中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響もあり、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れが見られたところ。このような中で政府は、「希望を生み出す強い経済」「夢をつぐむ子育て支援」「安心につながる社会保障」の実現に向け、11月に「1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を取りまとめました。雇用・所得環境が改善する

中、この対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれています。

こうした情勢のもと、国の予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを引き続き推進するものとされています。

本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標においても現状では健全性を保っているところではありますが、多目的運動公園整備、町営住宅整備、少子・高齢化対策、農業振興対策など本町が取り組むべき課題は山積し、加えて行政サービスの多様化にも対応しなければならないことや普通交付税の合併算定替の特例期間が終了し、平成27年度から段階的な削減が始まるなど、本町の財政を取り巻く状況は、依然として厳しいことには変わりはありません。

このような本町情勢のもと、平成28年度当初予算については、国の財政状況の変化に対応しながら、限られた財源、限られた人員配置の中で経費節減に努めるとともに、総合計画及び公約に基づき、最重要となる事業に予算編成上も重点を置いております。

企業誘致推進のための「企業誘致関連道路整備事業」「工業用地造成事業特別会計操出金」をはじめとして「大刀洗平和記念館増築等事業」「民間保育所創設補助」「三輪中学校給食調理室改修事業」などを計上したことから、平成27年度当初予算を上回る予算となりましたが、町債残高や基金繰入額の減といった規律と投資の均衡をはかりながら、事業を推進していく所存です。

議案第19号 平成28年度一般会計予算については、予算総額132億2,607万6,000円、前年度比9.3%の増で、11億2,843万6,000円の増額となっています。

歳入につきましては、町税が2.3%の減、6,861万5,000円の減額となり、減収見込みの計上となっています。

財源構成については、自主財源が56億3,880万2,000円で42.6%、依存財源が75億8,727万4,000円で57.4%の構成となります。自主財源は、主に各事業実施のための基金繰入金、財産収入や寄附金の増などにより34%の増、依存財源は、主に地方交付税、国庫支出金、町債の減などにより前年度から3.8%の減となっています。また、一般財源額は84億4,210万9,000円となり、前年度から0.9%の増となっています。

歳出につきましては、人件費が前年度比2.6%の減となるものの、民間保育所への入所者や各種福祉事業などに増加がみられることから、扶助費が4%の増、町債の繰上償還の実施により公債費が11%の増となり、義務的経費は前年度比4.3%の増となっています。

投資的経費は、企業誘致関連道路整備事業、三輪中学校給食調理室改修事業、大刀洗平和記念館増築事業などの大型事業がある一方で、防災行政無線統合整備事業や篠隈団地建設工事の完了による減額等により、前年度比13%の減となっています。また、中学校の電子黒板及び各学校のパソコン教室機器の整備などにより、物件費が4.1%の増、民間保育所創設のための補助金などにより、補助費等が5.5%の増、企業誘致のための工業用地造成事業特別会計操出金などにより操出金が22.6%の増等により、その他の経費については、前年比18.5%の増となっています。

議案第20号 平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額40億5,186万5,000円、前年度比1.98%減、8,214万3,000円の減額となっています。歳出の主なもの、保険給付費23億9,610万1,000円です。

	<p>議案第21号 平成28年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額3億3,300万2,000円、前年比0.9%減、311万5,000円の減額となっています。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億2,951万円です。</p> <p>議案第22号 平成28年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額893万7,000円、前年比3.2%の減で、29万3,000円の減額となっています。</p> <p>議案第23号 平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額1億6,815万9,000円、前年比1.3%の増で、216万6,000円の増額となっています。</p> <p>議案第24号 平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額12億6,727万6,000円、前年比0.6%の増で、745万円の増額となっています。歳出の主なものは、総務費3億5,847万5,000円、事業費1億5,081万1,000円、公債費7億5,299万円などです。</p> <p>議案第25号 平成28年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入4億3,847万5,000円、収益的支出4億4,734万5,000円、資本的収入2億8,265万1,000円及び資本的支出3億4,975万円の予定額となっております。</p> <p>議案第26号 平成28年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額2億9,580万2,000円、前年比2億9,440万2,000円の増額となっています。</p> <p>なお、議案第19号から議案第26号につきましては、今会期中に設置されます予算特別委員会で十分ご審議を賜りたいと存じます。</p> <p>また、今会期中に追加議案の上程を予定しておりますので、このことにつきましてもよろしくお願いたします。</p> <p>以上、開会にあたりましてのあいさつと議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」</p> <p>筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>氏名 焼山康弘</p> <p>生年月日 昭和23年4月13日</p> <p>住所 福岡県朝倉郡筑前町曾根田2431番地</p> <p>提案理由は、先ほどの町長の提案理由の説明のとおりでございます。</p>

	<p>なお、別添の参考資料を配布しておりますので、併せてご覧いただきたいと思いま す。以上、提案いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて」は、同意することに決定しました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ いて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の4ページです。 同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」 筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものです。 本日提出、町長名でございます。 氏名 佐藤純子 生年月日 昭和24年6月21日 住所 福岡県朝倉郡筑前町三箇山1055番地 提案理由につきましては、町長の提案理由説明のとおりでございます。 別添の参考資料も併せてご覧いただきたいと思います。以上、提案いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>参考資料が手元にないんですが。</p>
議 長	<p>参考資料のところに綴じて入っています。同意資料というところですか。の2枚目。 分かりましたですか。 (「はい、分かりました。」の声あり)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。</p>

	(討論なし)
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。</p> <p>同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町立各小学校電子黒板購入物品売買契約の変更)」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>教育課長</p>
教育課長	<p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付け、町長名であります。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので省略いたします。</p> <p>6ページ、専決処分書です。</p> <p>2月12日に専決処分したものであります。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>物品売買契約の内容です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物品名 筑前町立各小学校電子黒板購入 2. 契約の方法 変更後 随意契約 3. 請負契約額 変更前 10,565,100円 変更後 10,690,898円 <p>約12万6,000円の増であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 売買請負人につきましては、変更ありません。 <p>参考といたしまして、変更内容を別表に掲げていますのでご覧ください。</p> <p>なお、別表に変更のない項目も掲げておりますけれども、これは全体像が分かるために掲載しているものであります。</p> <p>今回購入しましたプロジェクター型電子黒板には音声出力機能がありますが、その機能を利用するためのオーディオケーブルが、最新のパソコンであれば対応できるわけではありますが、古いパソコンにつきましては対応できないことが判明したため、今回このケーブルを購入したものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p>

	河内議員
河内議員	これは、昨年の10月27日に入札されたわけですが、そのとき他社、6社が入札に参加したと思いますが、他社分にもオーディオケーブルは含まれていなかったのか、お尋ねをいたします。
議長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 入札は、同じ仕様書で行っておりますので、含まれておりません。
議長	木村議員
木村議員	ただ今、ケーブルが後で分かったということですね、パソコンが古くてつなげないということ。これは、なぜこういったことがですね、設計の段階で確認できなかったものか、その辺をお尋ねいたします。
議長	教育課長
教育課長	当初の段階では、俗にいうHDMIのケーブルでございまして、それが通常パソコンにはついているというところで、当然、標準のパソコンであればついているであろうというふうに判断しておりましたけれども、非常に古いパソコンでも使う場合が生じることから、そこまで把握してできなかったというところでございます。
議長	他にありませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町立各小学校電子黒板購入物品売買契約の変更)」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町立各小学校電子黒板購入物品売買契約の変更)」は、承認することに決定しました。
日程第7～ 日程第21	
議長	会議規則第35条の規定により、日程第7から日程第21までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第7 議案第4号から日程第21 議案第18号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 議案第4号。

	建設課長
建設課長	<p>議案書の8ページをお開きください。</p> <p>議案第4号「町道の路線認定について」 別紙のとおり町道路線を認定するものとする。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長の説明のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。</p> <p>本日配布いたしました議案書の訂正についてのとおり、訂正をお願いいたします。 路線番号1404、幅員3.66を5.00に、路線番号1405、幅員3.04を5.00に、路線番号1407、幅員3.00を6.00に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>今回、認定を行う路線は9路線、1,523.9mでございます。</p> <p>路線番号1399、戸崎・大牟田線から路線番号1401、宝楽・後田2号線は、道路台帳を確認する中で、認定すべき道路ということが判明しましたので、今回認定を行うものでございます。</p> <p>路線番号1402、小隈・大坪2号線は、多目的運動公園整備に伴うものでございます。</p> <p>路線番号1403、上ノ原5号線から路線番号1407、昭和40号線につきましては、民間開発に伴いましてつくられた道路を、町に寄附を受けたものでございます。</p> <p>箇所につきましては、別途配布をしております図面を参照いただきたいと思います。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「町道路線の廃止について」 別紙のとおり町道路線を廃止するものとする。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長の説明のとおりでございます。 11ページをお願いします。</p> <p>今回、廃止します路線は、5路線、201mでございます。</p> <p>路線番号378、昭和団地2号線から路線番号382、昭和団地6号線につきましては、町営住宅建替えに伴いまして廃止を行うものでございます。</p> <p>箇所につきましては、別途配布の図面を参照願います。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>議案第6号「町道の路線変更について」 別紙のとおり町道路線を変更するものとする。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長の説明のとおりでございます。 13ページをお願いいたします。</p> <p>今回、変更を行う路線は、3路線でございます。延長の変更を行うものでございます。</p> <p>路線番号455、本村・小隈線は、終点を変更し、延長を310m短くするもので</p>

	<p>ございます。</p> <p>路線番号518、小隈・大坪線は、起点を変更し、延長を212m短くするものでございます。いずれも多目的運動公園整備に伴うものでございます。</p> <p>路線番号1339、西宮崎線は、寄附に伴いまして終点を変更し、延長を23m長くするものでございます。</p> <p>箇所につきましては、別途配布の図面を参照いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>14ページになります。</p> <p>議案第7号「筑前町行政不服審査会条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長の説明のとおりでございます。省略いたします。 15ページをお開きください。 筑前町行政不服審査会条例です。 1条では、行政不服審査法に基づいて、この筑前町行政不服審査会の組織、運営について、必要な事項を定めるものとしております。 また、第3条で、審査会の委員は、3人以内をもって組織するとしております。 第4条、委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱するとしております。 委員の任期は、2年といたしております。 附則、施行期日として、この条例は、法の施行の日であります4月1日から施行をすることになります。 町の方針といたしましては、審査請求が行われた後、町長からの諮問に応じて答申を行う附属機関といたします。 審理員の意見書をもとに審査請求人の請求に対して、棄却又は認容の答申内容について協議をいたします。3人の合議制とすることといたしております。 以上、提案いたします。 次に17ページ。 議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由については、町長説明のとおりでございます。 18ページをご覧くださいと思います。 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。 第1条、筑前町附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。 これは、行政不服審査会が、町長の附属機関となることを追加する改正でございます。</p>

第2条、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例において、行政不服審査会委員の日額報酬を、3,000円を追加することと、審理員の報酬について、不服申立てが行われた時点で、弁護士を任期付きの非常勤職員として採用する予定としておりまして、その報酬計算については、日額で計算するのが妥当であるため、現行の欄に追加し、かつ日額で支払いができるように改正をするものでございます。

第3条、筑前町行政手続条例の一部を次のように改正する。

不服申立ての種類が、審査請求、異議申立てから、審査請求に一本化されたこと。これに伴い不服申立て人に対する採決又は決定も採決に統一されたことにより、改正をするものでございます。

20ページの第4条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、行政不服審査法が全部改正のため、法律の番号が変更されたため改正するものでございます。

第5条、筑前町手数料条例の一部を次のように改正する。

手数料条例において、手数料の徴収、還付、減免の決定を行う実施機関を、町長だけでなく審理員や審査長、選挙管理委員会や固定資産評価審査会に広げたものでありまして、そのための改正であります。

次に、22ページの第6条をご覧いただきたいと思います。

それから、24ページの第7条の筑前町個人情報保護条例の一部を次のように改正するという、この6条と7条については、同じ改正となっておりますので、併せて説明いたします。

情報公開、個人情報保護制度においては、それぞれの条例による運用を行っているため、行政不服審査法が適用されない規定が必要となります。

また不作為、不作為というのは、開示請求や自己情報の削除、訂正等の請求に対して、町が何も行わないことに対する不服申立てについても条例で対応するために規定が必要となることから改正をするものでございます。

23ページの中ほどの第21条ですけれども、これについては個人情報保護条例の全部改正に伴いまして、同条例の引用番号と条ずれが生じていますので、今回にあわせて改正をするものでございます。

次に、25ページの第8条、筑前町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

これは、総務省から準則の通知があったため、それに沿って、手数料以外の部分について改正をするものでございます。

27ページになります。

附則、施行期日です。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、提案いたします。

次に、28ページの議案第9号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改

	<p>正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 29ページ、30ページをご覧いただきたいと思います。 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。 第1条、筑前町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。 第2条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第3条、筑前町職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 この3つの改正につきましては、法律の項の番号が繰り上がったために、それによる改正であります。 附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。 以上、提案いたします。 31ページになります。 議案第10号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 提案理由については、町長説明のとおりでございます。 32ページ以降になります。 第1条、筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。 これと、ページ飛びますけれども、37ページをお開き願いたいと思います。 37ページには同じように、第2条で、筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正するというので、第1条、第2条ありますけれども、これは、第1条で改正した条例を、第2条で改めて改正するものでございます。今回は、附則の改正をするものでございます。 内容につきましては、年金の補償額が、年金が統一されたことによりですね、年金の補償額等について、この中の欄の右側に掲げる率に変更されたことによってですね、今回すべての、その数値の変更があるものでございまして、特に説明は省かせていただきたいと思います。 以上で、提案説明に代えさせていただきます。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>42ページをお願いいたします。 議案第11号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。</p>

提案理由は、町長の提案理由の説明のとおりでございますので、省略いたします。

今回の改正につきましては、福岡県乳幼児医療費支給制度が平成28年10月より改正されることに伴い、本町の子ども医療費支給制度の改正を行うものです。

福岡県の改正内容は、対象年齢を、入院、通院とも就学前までであったものを、小学6年生までに引き上げられるものです。

なお、自己負担額が、3歳以上就学前の対象者については、通院を一月当たり600円であったものを800円に引き上げ、新たに対象となる小学生については、一月当たり1,200円とされております。

本町におきましては、以前より県の制度以上の内容で助成を実施をしているところですが、今回の県の改正に伴い、通院の助成対象者を小学6年生までに引き上げ、自己負担額は県の制度と同じく、一月当たり1,200円とするものです。

なお、入院の助成対象者につきましては、既に27年4月より中学3年生までに引き上げているところでございます。

43ページをお願いします。

要点のみ説明をさせていただきます。

第2条第1項において、子ども、乳幼児、児童の定義を規定しておりますが、今回の改正につきましては、県の条例準則の規定内容に合わせたことと、3号の児童を、アの小学生相当年齢とイの中学生相当年齢に区分をしたものです。

第4条第1項において、中学生相当年齢の児童にあつては、入院にかかわる医療に限ると規定をしております。

これまでは小学生、中学生の児童にあつては、入院にかかわる医療に限ると規定していたものを改正するものです。

また、小学生以上の児童にあつては、入院の場合、1日につき500円、通院等の場合、一月につき1,200円の自己負担額については支給しないことを、規定をしております。

また、第2項において、中学生が子ども医療ではなく重度障害者医療の適用を受けた場合、入院にかかわる自己負担額の限度額が一月1万円となっていることから、子ども医療で定める一月3,500円を超えた額を負担した場合に限り、3,500円を控除した額を子ども医療費とみなして支給することを規定しております。

第6条において、中学生を除く子どもの保護者に対し、こども医療証を交付することを規定しています。

第8条において、乳幼児及び小学生にかかわるこども医療については、町が保健医療機関に支払う現物給付方式、中学生の入院にかかわるこども医療費については、受給資格者の請求に基づき支給する償還払い方式とすることを定めております。

附則、この条例は、平成28年10月1日から施行いたします。

以上、説明を終わります。

続きまして、47ページをお願いします。

議案第12号「筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

	<p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長の提案理由の説明のとおりでありますので省略いたします。</p> <p>今回の改正は、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例が改正されたことに伴い改正を行うものでありますが、改正の内容につきましては、関連法令の改正に伴い条例の整備をされたものであり、ひとり親家庭等医療費支給制度の内容が、内容そのものがですね、改正されたものではございません。</p> <p>それでは、改正内容について説明をいたします。</p> <p>48ページをお願いします。</p> <p>第2条、第1項、第2号につきましては、父子家庭の定義が寡婦福祉法施行令で規定されていたものが、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定されたことにより、条例の整備をするものです。</p> <p>第3条、第2項、第3号から9号につきましては、対象者にかかわる所得制限を規定しておりますが、児童扶養手当法施行令に規定する額を「超える」を、額「以上」に改正するものです。</p> <p>49ページです。</p> <p>第3条、第2項、第8号につきましては、父子家庭の定義が児童扶養手当法に明確に規定をされたことにより、条例の整備をするものです。</p> <p>第3条、第3項につきましては、児童扶養手当法施行令の「母」が、「母及び父」と改正されたことにより、本条例による読替え規定が不要になったことにより、条例の整備をするものです。</p> <p>第4条、第1項につきましては、中小企業等が加入する医療保険が、政府から全国保険協会に移行されていることにより、条例の整備をするものです。</p> <p>附則、この条例は、平成28年10月1日から施行いたします。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>まず、議案の説明を行います前に、議案書に誤りがございました。お詫びし、訂正をお願いします。</p> <p>ページ、51ページでございます。</p> <p>3行目、表記の条例云々という言葉がございますが、この標記の文字が間違っておりました。表書きではございませんで、標題、目印のほうの標記でございます。</p> <p>それから併せまして、55ページをお願いしたいと思います。</p> <p>55ページ、中段やや上、受益者負担率を30%を12%の、30%は50%でございました。訂正のほうをよろしくお願いいたします。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第13号「筑前町消費生活センター条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長の提案説明のとおり、関係法令の一部改正により、消費生活センターの設置を条例で定めるものでございます。</p>

	<p>52ページでございます。</p> <p>第1条に、本条例の趣旨を述べておるところでございます。</p> <p>第2条に、消費生活センターの名称、位置、第3条に、業務内容、第4条に、開所の日時の関係を定めておるところでございます。</p> <p>第5条に、同センターの職員の関係、それから53ページ、第6条のほうに、職員の研修関係を述べております。</p> <p>第7条に、秘密保持、情報の安全管理の関係を定めておるところでございます。</p> <p>また、第8条のほうで、この条例の施行に関して、必要なことは別に定めるとさせていただきます。おとところでございます。</p> <p>附則、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。</p> <p>なお、運営等につきましては、従来と変更ないことを申し添えます。</p> <p>続きまして、54ページでございます。</p> <p>議案第14号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長の説明のとおりでございます。</p> <p>55ページをお願いしたいと思います。</p> <p>附則第8条において、平成27年度、湯の谷ため池整備事業につきまして、受益者の負担率を12%とし、負担軽減を図ろうとするものでございます。</p> <p>また、別表2、農業土木事業中ため池整備事業につきましては、多様な補助事業に対応するため、現行の受益者負担率の低い負担区分を基準として整理一本化を行い、今後事業費や工事内容、対応する補助事業等の補助率などを鑑みながら、その都度条例の一部改正の手続きを取り、ため池整備の推進を図りたいと考えておるところでございます。</p> <p>56ページ、附則において、別表2の改正につきましては、平成28年4月1日から施行し、附則第8項の受益者負担率の特例につきましてはさかのぼり、平成28年1月1日から適用しようとするものでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>それでは、議案書の57ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号「平成27年度筑前町一般会計補正予算（第5号）について」でございます。</p> <p>平成27年度筑前町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成27年度筑前町一般会計補正予算（第5号）をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>歳入歳出につきましては、歳入歳出の総額2億4,826万3,000円を追加し、歳入歳出の予算のそれぞれを130億6,341万1,000円とするものでございます。</p> <p>継続費の補正につきましては、企業誘致に伴います向原団地2号線の道路新設工事</p>

の出来高による補正でございます。

繰越明許につきましては、甘木鉄道負担金、それから電算システム管理事業、通知カード、個人番号カード関連事務、それから障害者システム改修委託業務、年金生活者等支援臨時福祉給付金、多目的運動公園事業、それから夜須中学校、三輪中学校の天井改修工事でございます。

地方債の補正につきましては、甘木鉄道の負担金の追加、それから多目的運動公園の変更でございます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものを説明いたしたいと思えます。

1款町税につきましては、法人税等のですね、減額によりまして、6,875万8,000円の減収を見込んでおります。

11款地方交付税につきましては、732万1,000円の追加交付が決定しておりますのでございます。

次のページ、15款、お願いいたします。

民生費国庫補助金として臨時福祉給付事業費が1億910万8,000円の増、それから土木国庫補助金として防災安全交付金、これは公園の関係でございますが、7,850万円の増等によりまして、1億3,493万3,000円の増額補正となっております。

次のページ、16ページでございます。

16ページ、16款県支出金につきましては、民生費県補助金として児童福祉補助金が1,596万7,000円の減、それから農林水産業補助金として農林水産業補助金2,720万6,000円の減等によりまして、4,473万4,000円の減額補正となっております。

次のページでございます。

18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金、それからファーマーズマーケットみなみの里の寄附金を受けまして、1,700万円の増額補正となっております。

19款基金繰入につきましては、財政調整基金2億363万3,000円の増額等によりまして、1億8,648万3,000円の増額補正となっております。

21款諸収入につきましては、広域圏共有山林の基金の分配金ということで、1,378万円の増額等によりまして、1,033万2,000円の増額補正となっております。

次のページ、22款でございますが、町債につきましては、合併特例債の増によりまして1,200万円の増額補正となっております。

引き続きまして、歳出を説明いたします。

16ページでございます。主なものを説明いたします。

2款総務費でございます。

6目財政調整基金元金積立1億5,439万7,000円の増、7目減債基金元金積立500万円の増、15目ふるさと応援基金元金積立1,200万円の増、19目企画費でございます。甘木鉄道安全輸送整備等整備事業負担金ということで、292万円の増額となっております。

	<p>これ等によりまして、総務費の総額1億6,440万9,000円の増額補正となっております。</p> <p>17ページ、3款民生費でございます。</p> <p>民生費につきましては、1目社会福祉総務費、国保特別会計の操出金1億2,391万4,000円の増、それから11目臨時福祉交付金1億966万7,000円の増等によりまして、民生費総額1億6,897万4,000円の増額補正となっております。</p> <p>それから、21ページでございます。</p> <p>4款衛生費でございます。</p> <p>上水道出資金、それから事務組合への負担金等の減額によりまして、衛生費総額3,665万円の減額補正となっております。</p> <p>22ページでございます。</p> <p>5款農林水産業費でございます。</p> <p>農業振興費における負担金の減額及び5目農地にかかる負担金の減額等によりまして、農林水産業費総額5,758万3,000円の減額補正となっております。</p> <p>23ページ、7款土木費でございます。</p> <p>2項1目道路橋梁費が2,827万円の減、それから都市計画費、3目国交省公園事業費1億4,716万円の増。それから5項住宅費でございます。住宅建設費3,187万円の減等によりまして、土木費総額6,589万7,000円の増額となっております。</p> <p>24ページ、消防費でございます。</p> <p>8款の消防費、それから広域消防負担金等の減額によりまして、消防費総額3,468万8,000円の減額補正となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書58ページをお願いします。</p> <p>議案第16号「平成27年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」</p> <p>平成27年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>別冊の国保会計補正予算（第4号）をお願いします。</p> <p>1ページです。</p> <p>平成27年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,519万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,298万3,000円とする。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>事項別明細書で説明をいたします。7ページをお願いいたします。</p> <p>まず、歳出であります。1款総務費は、臨時職員賃金の9カ月分が不用となった</p>

	<p>ため減額をするものです。</p> <p>次に、2款1項療養諸費につきましては、当初の見込みほど医療費が増加しなかったことにより、1目の一般被保険者分を8,000万円、2目の退職者分を1,000万円減額するものです。</p> <p>2款2項高額療養費につきましても同様の理由によりまして、1目の一般被保険者分を1,500万円、2目の退職者分を150万円減額するものです。</p> <p>3款後期高齢者支援金から8ページの6款介護納付金、7款共同事業拠出金は、額が確定したことにより、それぞれ過不足額を補正するものです。</p> <p>8款1項特定健康診査事業費は、栄養士等の指導を外部に頼むということで計画をしておりまして、嘱託の管理栄養士の雇用ができたことにより不用となったものです。</p> <p>11款1項償還金は、前年度分の特定健診事業費補助金の超過交付分を返還するものです。</p> <p>次に、6ページの歳入であります、3款1項1目の療養給付等負担金につきましては、9款の繰入金が増えたことに伴い、歳出で説明をいたしました保険給付費の減額に伴う減額と歳入不足の調整をしておりますので、その分を減額するものであります。</p> <p>4款の療養給付費交付金につきましても、歳出の保険給付費、退職者分の減額に伴い減額となるものです。</p> <p>7款の共同事業交付金につきましては、歳出の共同事業拠出金の減額に伴い減額するものです。</p> <p>9款1項1目の一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保税の軽減世帯数が増加をしたことにより、当初見込んでいた額より増加となったものであります。</p> <p>なお、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分につきましては、県負担が4分の3、保険者支援分は、国2分の1、県4分の1の負担があり、一般会計で受け入れ町負担分を追加いたし、国保会計に繰り入れることになっておりますので、一般会計にて歳入歳出の補正予算を別に計上しております。</p> <p>職員給与等繰入金の減額につきましては、臨時職員賃金の減によるものでございます。</p> <p>その他一般会計繰入金1億円につきましては、国保会計の赤字補填を目的とした法定外の繰入金となります。</p> <p>なお、現時点での国保会計の決算見込みにつきましては、2カ月分の医療費の支払いが残っており見込みが難しいところではありますけど、1億円の法定外繰入金を繰り入れた場合でも、前年度繰上充入金1億7,500万円ほどの赤字額の繰り越しもございまして、27年度末で2億3,000万円前後の赤字となるということを見込んでいます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の59ページをお願いします。

	<p>議案第17号「平成27年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成27年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名です。</p> <p>別冊の補正予算書をお願いします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>平成27年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,787万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,553万2,000円とする。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>事項別明細書により説明をいたします。</p> <p>まず、歳出のほうでございます。</p> <p>1款1項1目公共下水道施設管理費、380万円の減です。</p> <p>内訳でございますが、13節委託料300万円の減額です。浄化センター管理委託料について、決算見込みにより減額を行うものです。</p> <p>27節公課費、80万円の減額です。消費税の確定に伴い減額をするものです。</p> <p>2款1項1目公共下水道施設整備費、1,407万7,000円の減額です。</p> <p>内訳でございます。</p> <p>13節委託料、48万5,000千円の減です。業務委託料額の確定に伴い減額を行うものです。</p> <p>15節工事請負費、1,000万円の減です。依井地区の雨水渠改修工事につきまして、国からの防災安全交付金の割り当てが当初から減額されたことに伴うもの、また、変更見込額がある程度確定したことにより減額を行うものです。</p> <p>19節負担金補助及び交付金359万2,000円の減です。宝満川上流流域下水道の、県のほうに支払います建設費負担金の額が確定したことによる減額でございます。</p> <p>3款1項1目元金、額の補正はありませんが、財源内訳を変更するものです。</p> <p>特定財源のその他、一般会計繰入金537万7,000円を、一般財源の使用料等の収入に変更を行うものです。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>6款1項1目一般会計繰入金、537万7,000円の減額です。総務管理費の減額に伴い、公債費と繰入金を減額するものです。</p> <p>9款1項1目公共下水道事業債1,250万円の減額です。歳出の2款1項1目、15節の工事請負費の減額に伴い起債借入金を減額調整するものでございます。</p> <p>以上で、公共下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案書の60ページをお願いします。</p> <p>議案第18号「平成27年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」</p>
--	---

	<p>平成27年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。</p> <p>別冊の補正予算書をお願いします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>平成27年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）</p> <p>第1条、平成27年度筑前町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、平成27年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入の部ですが、収益的収入3,200万円を増額補正し、4億6,458万円とするものです。</p> <p>支出の部です。</p> <p>収益的支出305万7,000円を減額補正し、4億4,233万5,000円とするものです。</p> <p>第3条、平成27年度筑前町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の額を次のとおり補正する。</p> <p>なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,363万1,000円につきましては、過年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額9,363万1,000円で補填をするものとします。</p> <p>収入の部、資本的収入6,118万1,000千円を減額補正し、1億8,632万円とするものです。</p> <p>支出の部、資本的支出2,500万円を減額補正し、2億7,995万1,000円とするものです。</p> <p>内容について、説明をいたします。</p> <p>付属書類で説明をいたしますので、11ページをお願いします。</p> <p>収益的収入及び支出でございます。</p> <p>収入の部、1款1項1目給水収益、水道料金2,000万円の増額補正です。</p> <p>理由につきましては、水道受給者の増によるもの、当初予定より190戸増加したことによるものです。</p> <p>3目その他営業収益、加入金1,200万円の増額補正です。整備済み区域での新規加入の増によるものです。一応63件増加しております。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>支出の部です。</p> <p>1款1項3目総係費、270万円の減額補正です。決算見込みによるものでございます。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>委託料240万円の減額補正です。決算見込みによるものでございます。</p> <p>負担金30万円の減額補正です。同じく決算見込みによるものです。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>企業債利息、35万7,000円の減額補正です。額の確定によるものでございます。</p>
--	--

	<p>15ページをお願いします。</p> <p>資本的収入及び支出です。</p> <p>収入の部、1款1項1目企業債、2,970万円の減額補正です。水道創設事業の交付金の割当額が、当初要望額から減額されたことに伴うものでございます。</p> <p>1款2項1目出資金、1,610万円の減額補正です。上記に伴う水道創設事業の減額に伴うものです。</p> <p>1款3項1目国庫補助金、1,601万3,000円の減額補正です。交付金割当額の減額によるものでございます。</p> <p>1款5項1目他会計負担金、63万2,000円の増額補正です。現地生産に伴い、消火栓数の増に伴い増額補正をするものでございます。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>支出の部、1款1項1目施設整備費、2,500万円の減額補正です。交付金割当額の減額に伴うものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	議案の説明が終わりました。
休憩	
議長	<p>ここで休憩をします。</p> <p>11時40分から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11:29)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(11:40)</p>
日程第22～ 日程第29	
議長	<p>会議規則第35条の規定により日程第22から日程第29までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第22、議案第19号から日程第29、議案第26号までは、全員でもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第22、議案第19号から日程第29、議案第26号までは一括議題として、全員でもって構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。</p> <p>ここで、予算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>山本一洋議員</p>
山本議員	<p>予算特別委員会委員長に、副議長の田中政浩議員を、そして副委員長に、総務委員長であります栗野光雄議員を推薦いたします。</p>

議 長	<p>ただ今、山本一洋議員から発言がありましたように、委員長に田中政浩副議長、副委員長に栗野光雄総務委員長ということでございます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、田中政浩副議長、予算審査特別委員長就任のごあいさつを、演壇にてお願いをいたします。</p> <p>田中副議長</p>
副議長	<p>ただ今、予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>わが国は、現在急速な少子・高齢化、本格的な人口減少が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により、地域経済の活力が奪われるなど厳しい状況にあります。</p> <p>地方の創生と人口減少の克服は、国と地方が連携、協力をして、総力を挙げて取り組むべき大きな課題であり、今、地方が自ら考え責任をもって戦略を推進する取り組みが待ったなしで求められています。我々筑前町議会としても真正面からこの課題に取り組む覚悟でございます。</p> <p>町執行部は、厳しい財政状況のなか、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして、確信をもって予算案を提出されたものと思いますが、議会は議会の立場として、その施策や予算は適正、適切であるか、十分に論議を重ねたいと思います。</p> <p>限られた審査期間でありますので、効率的に委員会が運営できますよう議員各位のご理解とご協力をお願いして、委員会委員長就任のあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。</p>
日程第30	
議 長	<p>日程第30 発議第1号「筑前町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>議案の提案理由の説明を提出者に求めます。</p> <p>田中議員</p>
田中議員	<p>それではただ今から、発議第1号の提出理由の説明をいたします。</p> <p>議会提出議案書の1ページをお開きください。</p> <p>発議第1号「筑前町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。</p> <p>提出者 田中政浩、賛成者は、栗野光雄議員、山本一洋議員であります。</p> <p>提出の理由。</p> <p>初めに議案内容について、ご説明をいたします。</p> <p>筑前町議会議員定数条例の一部を改正して、議員定数16人から14人へ2人減じるもので、次の一般選挙から施行するものとしております。</p> <p>次に、改正理由の説明の前に、現在の議員定数の経過について、改めてふれておきます。</p> <p>合併時の28人から18人へ、そして平成23年2月から16人として、今日に至</p>

	<p>っているところであります。</p> <p>そういう経過を踏まえ議員定数については、前期議員間でも協議が行われましたが、昨年の改選後、「議員定数を再度検討すべきではないか」ということで、議長から議会活性化検討委員会へ諮問がありました。</p> <p>委員会は、近隣自治体の状況調査、研究を行い、議員全員のアンケートを加味して協議を行いました。この協議の経過を全員協議会で報告し、全議員で協議を進めたところであります。</p> <p>その結果、議員自らが身を律し、議員一人ひとりの資質の向上を図り、議会の役割である民意の反映が疎かにならぬよう、更に充実し全うする決意から、議員定数を14人に削減しようとするものであります。</p> <p>なお、この実施時期については、次の一般選挙からとしています。</p> <p>以上、提案理由を説明しましたが、皆様におかれましてもご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対の者の発言を許します。</p> <p>田口議員</p>
田口議員	<p>私は、広く会議を開き、万機公論に決すべしということを信条としております。</p> <p>民意の声が行き届くかどうかという観点から反対します。以上です。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成の方の発言を許します。</p> <p>栗野議員</p>
栗野議員	<p>賛成討論をいたします。</p> <p>議会に与えられた様々な機能の維持、充実を前提としながらも、時代の変化や社会環境の変化を的確に反映した議員定数にすべきであります。</p> <p>よって、2名削減し、賛成討論といたします。</p>
議長	<p>次に、ありますか。</p> <p>河内議員、反対ですね。</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>議員定数に関しては、提案者からも説明がありましたが、合併協議会において十分な審議がなされ、28名から18名、そして16名にと削減がされてきたところです。</p> <p>また、前期の議会の中でも審議が尽くされ、16名を維持すると決定されました。旧夜須町、三輪町の議会が各々14名で運営されていたことから、16名という定数は決して多すぎるということはありません。議会の役割を果たすためにも、削減すべきではないと考えます。</p> <p>よって、16名の現状を維持するべきと考え、削減には反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成の発言を許します。</p>

	山本一洋議員
山本議員	<p>賛成の立場から討論に参加をいたします。</p> <p>議員定数は、全国的に削減傾向にあり、県内の近隣市町村におきましても、定数削減が実施されていることから、議員自らも身を切る努力も必要であるため、定数削減を行い、さらに議会改革、議会の活性化、議員の資質向上、議会の役割をさらに充実させなければならないと考えております。</p> <p>したがって、議員定数14で賛成し、討論といたします。</p>
議長	<p>原案に反対者の発言を許します。</p> <p>梅田議員</p>
梅田議員	<p>定数削減に反対の立場で討論をいたします。</p> <p>定数理由の中に、議員自ら身を律し、議会の役割をさらに充実し全うするという決意、これは当然であります。少なくとも私は、そのような気持ちで議員活動に取り組んできたと自負しております。</p> <p>さて、先ほど提出者から説明ありましたが、議員定数については、合併時の合意に基づきまして16人となり、そして前期の議会議員で本当に審議をいたしまして、16人と決定した経緯があり、先の選挙は16人で実施をされまして、このたびこの議論が再浮上した背景には、先の選挙が無投票であったことが大きな要因の1つになっていると思います。</p> <p>しかしながら定数を削減すれば、絶対無投票にならないかと言えば、決してそうとは言えないと思います。当選の獲得票数は高くなり、立候補に二の足を踏む人が出る可能性もあります。</p> <p>次に、私は女性の立場で意見を述べたいと思います。</p> <p>筑前町は、女性の参画、かろうじて40%を超えていますが、議会におきましては、女性議員は2人でございます。</p> <p>女性の参画は、歴史的、社会的構造上まだまだ多くの厳しさがございます。定数削減をすることによりまして、意欲ある女性が立候補しようとする場合、ハードルはさらにますます高くなり、女性が立候補しにくくなる要素を含んでおります。意欲ある女性の参画、立候補を阻む要因になると考えます。</p> <p>また次に、議員は民意、すなわち住民の皆様の意見、要望を幅広くお聞きし、町民の代表として町政に届け、政策実現に反映させております。各議員は、日常的に多くの皆様と直接接し、民意を町政に反映していると思いますが、議員定数を削減しますと、特に小さな声、声なき声に耳を傾け、民意を幅広くくみ取ることには支障が出るのではないかと危惧いたします。</p> <p>筑前町は人口177人増加しておりますし、行政サービスの多様化に対応し、より多くの住民の声を町政に反映させ、より良いまちづくりに貢献するためには、現状定数16人は必要と考えます。</p> <p>以上のような理由で、議員定数削減に反対を表明し、反対討論といたします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成の発言を許します。</p> <p>木村議員</p>
木村議員	<p>賛成の立場で討論いたします。</p>

	<p>町長のあいさつにもありましたように、国勢調査結果、これ177人増えておりますが、将来わが町でも少子・高齢化が進み、人口の減少になるということが予想されます。</p> <p>わが町におきましても収入を増やす取り組みは一生懸命しております。しかし、支出を減らすために行政のスリム化、これを実現し、提案理由にもあるとおり、議会自ら身を切る。この改革を行うため、議員数を2名削減し、町民の皆様の理解を得ると考えます。</p> <p>よって、賛成の立場を表明し、討論といたします。</p>
議長	<p>次に、原案に反対の発言を許します。</p> <p>ないようです。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、発議第1号「筑前町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、発議第1号「筑前町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第30	
議長	<p>日程第31 発議第2号「町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する議決の制定について」を、議題とします。</p> <p>議案の提案理由の説明を提出者に求めます。</p> <p>田中議員</p>
田中議員	<p>それではただ今から、発議第2号の提出理由の説明をいたします。</p> <p>議会提出議案書の3ページをお開きください。</p> <p>発議第2号「町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する議決の制定について」</p> <p>上記の議決案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。</p> <p>提出者 田中政浩、賛成者 栗野光雄議員、山本一洋議員、田口讓司議員であります。</p> <p>提案の理由。</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定に、同法第96条第1項第12号に規定するもののうち、目的物の価格が100万円以下の和解及び調停に関することを追加するものである。これがこの議案を提出する理由である。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>町長の専決処分の事項についての一部を次のように改正する。</p> <p>表の右が現行で、左が改正後です。</p> <p>町長において専決処分をすることができる事項は、条例上、町の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額の決定ですが、新たに第2項として、目的物の価格が</p>

	<p>1件100万円以下の和解及び調停に関する事項を追加するものです。</p> <p>附則、この議決は、公布の日から施行する。</p> <p>以上、提出理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第2号「町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する議決の制定について」を、採決します。</p> <p>発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第2号「町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する議決の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
散会	
議長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了しました。</p> <p>ここで、先ほど同意第2号で同意しました佐藤純子氏がおみえになっておりますので、教育委員会委員就任のごあいさつをいただきたいと思います。</p> <p>それでは、あいさつをよろしくお願いいたします。</p>
佐藤さん	<p>佐藤純子でございます。私事で申し訳ありませんが、私は、野の花学園、第2野の花学園を2010年に退職いたしまして、在職中には田頭町長はじめ議員の皆様方には、その節はたいへんお世話になりまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>このたび町長より、筑前町教育委員会の委員として推薦されまして、気軽に返事したところですが、この場に立たせていただきまして、本当に身の引き締まる思いで今立っております。事の重大さというか、教育関係につきましては、現在三並小学校の運営協議会の委員、また評価委員として4年間務めてきました実績を活かすことができるといふことで、筑前町の教育の発展のために貢献できるといふふうに思っております。</p> <p>急なことで何も考えておりませんでしたので、本当に今後そういったことで頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(拍手)</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の日程は、全部終了しました。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。どうもお疲れでございました。</p>

(12:02)